

令和 6 年 1 月 1 1 日
日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ

令和 5 年度 高速増殖原型炉もんじゅ
原子力事業者防災業務計画 修正概要（案）

原子力事業者防災業務計画（以下、防災業務計画という）第 1 章第 5 節に基づき、防災業務計画を修正する。修正概要は以下のとおり。

1. 警戒事象及び通報事象からの EAL30（使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失）事象の適用外
 - ・廃止措置計画認可申請書において、燃料池水喪失事象を想定した評価で次の事項（※）が確認されていることから、EAL30を適用外とする旨をEAL事象の説明に追記する。【別表3-1-26, 別表3-1-27, 別表3-1-33】
 - ・また、EAL30適用外に伴い、別表3-1-28「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の「燃料池」及び「燃料池水循環ポンプ」を対象から外す。【別表3-1-28】

(※)：廃止措置計画認可申請書において確認されている事項

 - ① 燃料体被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値を下回り、燃料の健全性が維持されること。
 - ② 燃料池における未臨界性が確保されること。
 - ③ 敷地境界付近におけるスカイシャイン線による線量が $5\mu\text{Sv/h}$ 未満であること。

2. 警戒事象及び通報事象からの EAL53（重要区域での火災・溢水による安全機能喪失）事象の適用外
 - ・上記 1. の対応により、別表 3-1-28「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の安全機器等はすべて対象外となることから、EAL53事象を適用外とする旨を説明に追記する。【別表3-1-26、3-1-27】
3. 電源機能喪失時等対応資機材の一部削除
 - ・別表 3-1-28「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の「原子炉補機冷却海水設備」は既に対象外とした EAL26 事象に係る機器であるため、その代替機器である「代替ポンプ」及び「代替ポンプ用発電機」を電源機能喪失時等対応資機材から削除する。【別表 2-3-6、別図 2-3-11】

4. 原子力防災組織業務の委託範囲の見直し
 - ・上記3. に示す資機材の削除に伴い、「代替ポンプ」及び「代替ポンプ用発電機」の設置作業を、原子力防災組織業務の委託作業から削除する。【別表3-2-32】
5. EAL事象判断に係わらないERSS伝送項目の削除
 - ・EAL事象判断に係わらない「もんじゅMS」及び「松ヶ崎MS」の空間線量率及びモニタ計数率をERSS伝送項目から削除する。【別表2-5-19】
6. 原子力防災組織の見直し
 - ・廃止措置の第2段階に移行に伴い、もんじゅ原子力防災組織（もんじゅ現地対策本部組織）要員のうち、運転班の班員数を見直す。【別図2-1-1】
 - ・機構対策本部の組織に武力攻撃時等による災害発生時の指定公共機関としての対応体制を明確化するため、国等支援対策班を追加する。【別図2-2-3】
7. 地域防災計画との整合
 - ・避難時の簡易除染や緊急事態応急対策活動等で発生する汚染付着物・汚染水の処理については原子力事業者が実施する旨を明記する。【第3章 第2節 9.】
8. 組織改正に伴う変更
 - ・読替え表の反映（令和5年4月5日届出）【第2章 第5節】
 - 令和5年4月1日付け高速増殖原型炉もんじゅ保安組織名称の変更
 - ・令和5年4月1日付け高速増殖原型炉もんじゅ保安組織体制の変更に伴い、設備担当課を見直す。【第2章 第3節、第2章 第5節】
9. その他記載の適正化
 - ① 読替え表の反映（令和5年10月5日届出）【別図2-2-9】
 - 国土交通省の組織名称の変更
 - ② もんじゅ集合・避難場所への原子力災害制圧道路の反映【別図2-5-12】
 - ③ 通報連絡様式の見直し（EAL30及びEAL53の削除）【様式3-1-7、様式3-1-9】
 - ④ 標準EALマトリックス表からもんじゅ適用対象以外のEAL事象を削除【参考1】

以上

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p data-bbox="409 485 1012 617">高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="552 1297 869 1346"><u>令和4年12月</u></p> <p data-bbox="284 1461 1139 1591">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p data-bbox="1605 485 2208 617">高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1804 646 2003 695"><u>(修正案)</u></p> <p data-bbox="1774 1297 2033 1346"><u>令和●年●月</u></p> <p data-bbox="1481 1461 2335 1591">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p data-bbox="2516 1287 2644 1314">年月の変更</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後		理 由			
	修正履歴		修正履歴の追加			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 268 1442 346" style="width: 10%;">番号</th> <th data-bbox="1442 268 1792 346" style="width: 20%;">年 月 日</th> <th data-bbox="1792 268 2487 346" style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 346 1442 737" style="text-align: center;"><u>2.2</u></td> <td data-bbox="1442 346 1792 737" style="text-align: center;"><u>令和●年●月●日</u></td> <td data-bbox="1792 346 2487 737"> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事象及び通報事象からのEAL30（使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失）事象の適用外 ・警戒事象及び通報事象からのEAL53（重要区域での火災・溢水による安全機能喪失）事象の適用外 ・電源機能喪失時等対応資機材の一部削除 ・原子力防災組織業務の委託範囲の見直し ・EAL事象判断に係わらないERSS伝送項目の削除 ・原子力防災組織の見直し ・地域防災計画との整合 ・組織改正に伴う変更 ・その他記載の適正化 </td> </tr> </tbody> </table>	番号	年 月 日		内 容	<u>2.2</u>	<u>令和●年●月●日</u>
番号	年 月 日	内 容				
<u>2.2</u>	<u>令和●年●月●日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒事象及び通報事象からのEAL30（使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失）事象の適用外 ・警戒事象及び通報事象からのEAL53（重要区域での火災・溢水による安全機能喪失）事象の適用外 ・電源機能喪失時等対応資機材の一部削除 ・原子力防災組織業務の委託範囲の見直し ・EAL事象判断に係わらないERSS伝送項目の削除 ・原子力防災組織の見直し ・地域防災計画との整合 ・組織改正に伴う変更 ・その他記載の適正化 				

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
9. 機構対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	9. 機構対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	
10. 原子力事業所災害対策支援拠点・・・・・・・・ 15	10. 原子力事業所災害対策支援拠点・・・・・・・・ 15	
第6節 原子力防災教育の実施・・・・・・・・・・ 15	第6節 原子力防災教育の実施・・・・・・・・・・ 15	
1. もんじゅにおける原子力防災教育・・・・・・・・ 15	1. もんじゅにおける原子力防災教育・・・・・・・・ 15	
2. 敦賀廃止措置実証本部における原子力防災教育・・ 16	2. 敦賀廃止措置実証本部における原子力防災教育・・ 16	
3. 本部における原子力防災教育・・・・・・・・・・ 16	3. 本部における原子力防災教育・・・・・・・・・・ 16	
第7節 原子力防災訓練の実施・・・・・・・・・・ 16	第7節 原子力防災訓練の実施・・・・・・・・・・ 16	
1. もんじゅにおける訓練・・・・・・・・・・ 16	1. もんじゅにおける訓練・・・・・・・・・・ 16	
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練・・・・・・・・ 16	2. 国又は地方公共団体が主催する訓練・・・・・・・・ 16	
第8節 関係機関との連携・・・・・・・・・・ 17	第8節 関係機関との連携・・・・・・・・・・ 17	
1. 国との連携・・・・・・・・・・ 17	1. 国との連携・・・・・・・・・・ 17	
2. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・ 17	2. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・ 17	
3. 防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・ 17	3. 防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・ 17	
4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用・・ 18	4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用・・ 18	
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動・・ 18	第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動・・ 18	
第3章 緊急事態応急対策の実施等・・・・・・・・ 19	第3章 緊急事態応急対策の実施等・・・・・・・・ 19	
第1節 通報、報告等の実施・・・・・・・・・・ 19	第1節 通報、報告等の実施・・・・・・・・・・ 19	
1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等・・ 19	1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等・・ 19	
2. 施設の立上げ・・・・・・・・・・ 19	2. 施設の立上げ・・・・・・・・・・ 19	
3. 通報の実施・・・・・・・・・・ 19	3. 通報の実施・・・・・・・・・・ 19	
4. 情報の収集と報告・・・・・・・・・・ 20	4. 情報の収集と報告・・・・・・・・・・ 20	
5. 通話制限・・・・・・・・・・ 20	5. 通話制限・・・・・・・・・・ 20	
6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動・・ 21	6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動・・ 21	
7. 他の原子力事業所等への支援の要請・・ 21	7. 他の原子力事業所等への支援の要請・・ 21	
第2節 応急措置の実施・・・・・・・・・・ 21	第2節 応急措置の実施・・・・・・・・・・ 21	
1. 応急措置の実施及び概要の報告・・・・・・・・ 21	1. 応急措置の実施及び概要の報告・・・・・・・・ 21	
2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限・・ 21	2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限・・ 21	
3. 放出放射量の推定・・・・・・・・・・ 22	3. 放出放射量の推定・・・・・・・・・・ 22	
4. 消火活動・・・・・・・・・・ 22	4. 消火活動・・・・・・・・・・ 22	
5. 原子力災害医療・・・・・・・・・・ 22	5. 原子力災害医療・・・・・・・・・・ 22	
6. 二次災害防止に関する措置・・・・・・・・・・ 23	6. 二次災害防止に関する措置・・・・・・・・・・ 23	
7. 汚染拡大の防止及び防護措置・・・・・・・・・・ 23	7. 汚染拡大の防止及び防護措置・・・・・・・・・・ 23	
8. 線量評価・・・・・・・・・・ 23	8. 線量評価・・・・・・・・・・ 23	
9. 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・ 23	9. 要員の派遣、資機材の貸与及び その他必要な措置 ・・ 23	地域防災計画との整合
10. 広報活動・・・・・・・・・・ 23	10. 広報活動・・・・・・・・・・ 23	
11. 応急復旧・・・・・・・・・・ 24	11. 応急復旧・・・・・・・・・・ 24	
12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置・・ 24	12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置・・ 24	
13. 被災者相談窓口の設置・・・・・・・・・・ 24	13. 被災者相談窓口の設置・・・・・・・・・・ 24	
14. 運搬に係る応急措置・・・・・・・・・・ 24	14. 運搬に係る応急措置・・・・・・・・・・ 24	
第3節 緊急事態応急対策・・・・・・・・・・ 25	第3節 緊急事態応急対策・・・・・・・・・・ 25	
1. 原子力緊急事態の通報・・・・・・・・・・ 25	1. 原子力緊急事態の通報・・・・・・・・・・ 25	
2. 応急措置の継続実施・・・・・・・・・・ 25	2. 応急措置の継続実施・・・・・・・・・・ 25	
3. 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・ 25	3. 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・ 25	
第4章 原子力災害事後対策の実施・・・・・・・・ 27	第4章 原子力災害事後対策の実施・・・・・・・・ 27	

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p>らかじめもんじゅ現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。</p> <p>(2) 敦賀廃止措置実証本部 安全・品質保証室長は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図2-2-2に定める敦賀対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全・品質保証室長は、あらかじめ敦賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを敦賀対策本部の構成員に周知する。</p> <p>(3) 機構本部 安核本部安全管理部長は、敦賀廃止措置実証本部からもんじゅの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時の連絡があった場合、別図2-2-3に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。なお、安核本部安全管理部長は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。</p> <p>4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、敦賀廃止措置実証本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期すため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。</p> <p>(1) 別図2-2-5に定める警戒事象に基づく通報時の連絡 (2) 別図2-2-6に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡 (3) 別図2-2-7に定めるもんじゅ現地対策本部が設置された後の連絡 (4) 別図2-2-8及び別図2-2-9に定める原災法第10条第1項に基づく通報連絡</p> <p>第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p> <p>1. もんじゅ周辺監視区域(敷地境界)付近の放射線測定設備の設置、検査 (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表2-3-3及び別図2-3-10に示す放射線測定設備(モニタリングポスト)を設置する。また、安全管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。 a. 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。 b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。 c. 年1回以上較正を行う。 d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。 (2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、</p>	<p>らかじめもんじゅ現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。</p> <p>(2) 敦賀廃止措置実証本部 安全・品質保証室長は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図2-2-2に定める敦賀対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全・品質保証室長は、あらかじめ敦賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを敦賀対策本部の構成員に周知する。</p> <p>(3) 機構本部 安核本部安全管理部長は、敦賀廃止措置実証本部からもんじゅの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時の連絡があった場合、別図2-2-3に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。なお、安核本部安全管理部長は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。</p> <p>4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、敦賀廃止措置実証本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期すため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。</p> <p>(1) 別図2-2-5に定める警戒事象に基づく通報時の連絡 (2) 別図2-2-6に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡 (3) 別図2-2-7に定めるもんじゅ現地対策本部が設置された後の連絡 (4) 別図2-2-8及び別図2-2-9に定める原災法第10条第1項に基づく通報連絡</p> <p>第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p> <p>1. もんじゅ周辺監視区域(敷地境界)付近の放射線測定設備の設置、検査 (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表2-3-3及び別図2-3-10に示す放射線測定設備(モニタリングポスト)を設置する。また、設備保全課長及び安全管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。 a. 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。 b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。 c. 年1回以上較正を行う。 d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。 (2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p>所定の手続きにより様式2-3-4を用いて、設置又は変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。</p> <p>(4) 安全管理課長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、計画管理課長は、1年間保存する。また、計画管理課長は、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。</p> <p>2. 原子力防災資機材の整備</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表2-3-4に定める資機材を確保するとともにもんじゅ各課長に次の措置を講じさせる。</p> <p>a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。</p> <p>b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。</p> <p>c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式2-3-5を用いて、備え付けた日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は毎年9月30日現在における備え付けの現況については翌月7日までに同様に届け出る。</p> <p>3. その他原子力防災関連資機材等の整備</p> <p>原子力防災管理者は、前項に加え別表2-3-5に定める原子力防災関連資機材及び別表2-3-6に定める電源機能喪失時等対応資機材については、別図2-3-11を目安に設置する。もんじゅ各課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。</p> <p>4. 敦賀廃止措置実証本部における原子力防災関連資機材等の整備</p> <p>安全・品質保証室長は、別表2-3-7に定める敦賀対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。</p> <p>また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。</p>	<p>所定の手続きにより様式2-3-4を用いて、設置又は変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。</p> <p>(4) 施設管理課長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、計画管理課長は、1年間保存する。また、計画管理課長は、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。</p> <p>2. 原子力防災資機材の整備</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表2-3-4に定める資機材を確保するとともにもんじゅ各課長に次の措置を講じさせる。</p> <p>a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。</p> <p>b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。</p> <p>c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式2-3-5を用いて、備え付けた日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は毎年9月30日現在における備え付けの現況については翌月7日までに同様に届け出る。</p> <p>3. その他原子力防災関連資機材等の整備</p> <p>原子力防災管理者は、前項に加え別表2-3-5に定める原子力防災関連資機材及び別表2-3-6に定める電源機能喪失時等対応資機材については、別図2-3-11を目安に設置する。もんじゅ各課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。</p> <p>4. 敦賀廃止措置実証本部における原子力防災関連資機材等の整備</p> <p>安全・品質保証室長は、別表2-3-7に定める敦賀対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。</p> <p>また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p>を行う。</p> <p>6. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料 施設保安課長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表2-4-14に定める資料を備え付ける。また、施設保安課長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。</p> <p>第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検</p> <p>1. もんじゅ現地対策本部 (1) 原子力防災管理者は、別表2-5-16に示す施設を維持する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表2-5-16に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 (4) 原子力防災管理者は、別表2-3-5に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム ③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能</p> <p>2. 集合・退避場所 施設保安課長は、別図2-5-12に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、施設保安課長は、集合・退避場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>3. 緊急処置施設等 管理課長は、別図2-5-13に示す場所に緊急処置施設として緊急処置室を、安全管理課長は除染室を整備する。</p> <p>4. 気象観測設備 安全管理課長は、別図2-5-13に示す場所に設置した別表2-5-15の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的な点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。</p>	<p>を行う。</p> <p>6. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料 施設保安課長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表2-4-14に定める資料を備え付ける。また、施設保安課長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。</p> <p>第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検</p> <p>1. もんじゅ現地対策本部 (1) 原子力防災管理者は、別表2-5-16に示す施設を維持する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表2-5-16に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 (4) 原子力防災管理者は、別表2-3-5に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム ③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能</p> <p>2. 集合・退避場所 施設保安課長は、別図2-5-12に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、施設保安課長は、集合・退避場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>3. 緊急処置施設等 管理課長は、別図2-5-13に示す場所に緊急処置施設として緊急処置室を、安全管理課長は除染室を整備する。</p> <p>4. 気象観測設備 設備保全課長は、別図2-5-13に示す場所に設置した別表2-5-15の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的な点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p>5. SPDS 施設保安課長は、もんじゅにおけるSPDSを整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>6. SPDSによる国へのデータ伝送 (1) 施設保安課長は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。 (2) 施設保安課長は、別表2-5-19に定めるデータをERSSに伝送するためのシステムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 (3) 施設保安課長は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ERSSへ伝送しているパラメータがEALを判断するために必要かつ十分であるかを検討する。</p> <p>7. 所内放送装置等 管理課長は、もんじゅにおける所内放送装置を、施設保安課長は緊急招集システムを、電気保全課長は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>8. 敦賀対策本部 (1) 敦賀廃止措置実証本部長は、別表2-5-17に示す施設を維持する。 (2) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表2-5-17に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 安全・品質保証室長は、非常用電源を敦賀廃止措置実証本部緊急時対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 (4) 安全・品質保証室長は、別表2-3-7に定める次の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム</p> <p>9. 機構対策本部 (1) 安核本部安全管理部長は、別表2-5-18に示す施設を維持する。 (2) 安核本部安全管理部長は、機構本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表2-5-18に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 安核本部安全管理部長は、非常用電源を機構本部緊急時対策室に供給可能なよう、</p>	<p>5. SPDS 設備保全課長は、もんじゅにおけるSPDSを整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>6. SPDSによる国へのデータ伝送 (1) 施設保安課長は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。 (2) 設備保全課長は、別表2-5-19に定めるデータをERSSに伝送するためのシステムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 (3) 施設保安課長は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ERSSへ伝送しているパラメータがEALを判断するために必要かつ十分であるかを検討する。</p> <p>7. 所内放送装置等 管理課長は、もんじゅにおける所内放送装置を、施設保安課長は緊急招集システムを、設備保全課長は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>8. 敦賀対策本部 (1) 敦賀廃止措置実証本部長は、別表2-5-17に示す施設を維持する。 (2) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表2-5-17に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 安全・品質保証室長は、非常用電源を敦賀廃止措置実証本部緊急時対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 (4) 安全・品質保証室長は、別表2-3-7に定める次の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム</p> <p>9. 機構対策本部 (1) 安核本部安全管理部長は、別表2-5-18に示す施設を維持する。 (2) 安核本部安全管理部長は、機構本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表2-5-18に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 安核本部安全管理部長は、非常用電源を機構本部緊急時対策室に供給可能なよう、</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>同上</p> <p>組織改正に伴う変更 (令和5年4月5日提出の読替への反映)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p>(3) もんじゅ現地対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に放射線物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。</p> <p>なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果をもんじゅ現地対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けたもんじゅ現地対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。</p> <p>(4) もんじゅ現地対策本部長は、もんじゅ現地対策本部の要員に対し心身の健康管理にかかわる適切な措置を講じる。</p> <p>6. 二次災害防止に関する措置</p> <p>もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊が到着したときに、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。</p> <p>7. 汚染拡大の防止及び防護措置</p> <p>(1) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内での不要な被ばくを防止するため、立ち入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置又は運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。</p> <p>(2) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用、線量計の携帯等の防護措置を講じる。</p> <p>なお、もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ現地対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-30に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>8. 線量評価</p> <p>もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行うもんじゅ現地対策本部の要員の線量評価を行う。</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与</p> <p>もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するもんじゅ施設外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表3-2-31に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。</p>	<p>(3) もんじゅ現地対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に放射線物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。</p> <p>なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果をもんじゅ現地対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けたもんじゅ現地対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。</p> <p>(4) もんじゅ現地対策本部長は、もんじゅ現地対策本部の要員に対し心身の健康管理にかかわる適切な措置を講じる。</p> <p>6. 二次災害防止に関する措置</p> <p>もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊が到着したときに、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。</p> <p>7. 汚染拡大の防止及び防護措置</p> <p>(1) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内での不要な被ばくを防止するため、立ち入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置又は運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。</p> <p>(2) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用、線量計の携帯等の防護措置を講じる。</p> <p>なお、もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ現地対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-30に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>8. 線量評価</p> <p>もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行うもんじゅ現地対策本部の要員の線量評価を行う。</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与及び<u>その他必要な措置</u></p> <p>もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するもんじゅ施設外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表3-2-31に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置[※]を講じる。</p> <p>※：必要な措置には、避難退域時検査及び簡易除染で発生する汚染付着物・汚染水の処理を含む。</p>	<p>地域防災計画との整合（避難退域時検査及び簡易除染で発生する汚染付着物・汚染水の処理を原子力事業者が実施する旨を明記）</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p data-bbox="350 401 1050 533">高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="540 1255 854 1304"><u>令和4年12月</u></p> <p data-bbox="276 1419 1130 1545">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p data-bbox="1590 401 2291 533">高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="1837 562 2062 611"><u>(修正案)</u></p> <p data-bbox="1801 1255 2086 1304"><u>令和●年●月</u></p> <p data-bbox="1510 1419 2365 1545">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p data-bbox="2564 1245 2694 1272">年月の変更</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
目 次	目 次	
別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置 1	別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置 1	
別表2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位 . . . 2	別表2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位 . . . 2	
別表2-3-3 もんじゅ敷地周辺の放射線測定設備の種類 3	別表2-3-3 もんじゅ敷地周辺の放射線測定設備の種類 3	
別表2-3-4 原子力防災資機材 4	別表2-3-4 原子力防災資機材 4	
別表2-3-5 原子力防災関連資機材 5	別表2-3-5 原子力防災関連資機材 5	
別表2-3-6 電源機能喪失時等対応資機材 6	別表2-3-6 電源機能喪失時等対応資機材 6	
別表2-3-7 敦賀対策本部の原子力防災関連資機材 7	別表2-3-7 敦賀対策本部の原子力防災関連資機材 7	
別表2-3-8 機構対策本部の原子力防災関連資機材 8	別表2-3-8 機構対策本部の原子力防災関連資機材 8	
別表2-3-9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材 . . . 9	別表2-3-9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材 . . . 9	
別表2-4-10 緊急事態応急対策等拠点施設及び もんじゅ現地対策本部に備え付ける資料 10	別表2-4-10 緊急事態応急対策等拠点施設及び もんじゅ現地対策本部に備え付ける資料 10	
別表2-4-11 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料 11	別表2-4-11 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料 11	
別表2-4-12 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料 12	別表2-4-12 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料 12	
別表2-4-13 原子力事業所災害対策支援拠点が 設置される場所に備え付ける資料 12	別表2-4-13 原子力事業所災害対策支援拠点が 設置される場所に備え付ける資料 12	
別表2-4-14 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 13	別表2-4-14 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 13	
別表2-5-15 緊急事態応急対策等の活動で使用する設備 13	別表2-5-15 緊急事態応急対策等の活動で使用する設備 13	
別表2-5-16 もんじゅの緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . . 14	別表2-5-16 もんじゅの緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . . 14	
別表2-5-17 敦賀廃止措置実証本部の緊急事態応急対策等の活動で 使用する施設 14	別表2-5-17 敦賀廃止措置実証本部の緊急事態応急対策等の活動で 使用する施設 14	
別表2-5-18 機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . . 14	別表2-5-18 機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . . 14	
別表2-5-19 E R S S 伝送データ項目 15	別表2-5-19 E R S S 伝送データ項目 15	
別表2-5-20 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所 16	別表2-5-20 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所 16	
別表2-6-21 もんじゅにおける原子力防災教育の内容 17	別表2-6-21 もんじゅにおける原子力防災教育の内容 17	
別表2-6-22 敦賀廃止措置実証本部における原子力防災教育の内容 . . . 18	別表2-6-22 敦賀廃止措置実証本部における原子力防災教育の内容 . . . 18	
別表2-6-23 機構本部における原子力防災教育の内容 19	別表2-6-23 機構本部における原子力防災教育の内容 19	
別表2-7-24 原子力防災訓練の内容 20	別表2-7-24 原子力防災訓練の内容 20	
別表2-8-25 原子力緊急事態支援組織 21	別表2-8-25 原子力緊急事態支援組織 21	
別表3-1-26 原子力災害対策指針に基づく警戒事象 23	別表3-1-26 原子力災害対策指針に基づく警戒事象 23	
別表3-1-27 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL 24	別表3-1-27 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL 25	頁番号繰り下げ (以下同様)
別表3-1-28 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 28	別表3-1-28 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 29	
別表3-1-29 もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの 28	別表3-1-29 もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの 29	
別表3-2-30 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤 服用基準 29	別表3-2-30 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤 服用基準 30	
別表3-2-31 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与 . 30	別表3-2-31 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与 . 31	
別表3-2-32 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 31	別表3-2-32 原子力防災組織業務の一部を委託するもの 32	
別表3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL 32	別表3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL 33	
別表3-3-34 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第15条第2項の原子力緊急事態宣言発出以降) . . . 35	別表3-3-34 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第15条第2項の原子力緊急事態宣言発出以降) . . . 36	
別表4-2-35 原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言後) . . . 36	別表4-2-35 原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言後) . . . 37	
別表5-1-36 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における	別表5-1-36 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における	

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
別表5-2-37 要員の派遣、資機材の貸与 <u>37</u> 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与 <u>41</u>	別表5-2-37 要員の派遣、資機材の貸与 <u>38</u> 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与 <u>42</u>	頁番号繰り下げ (以下同様)
別図2-1-1 もんじゅ原子力防災組織 (もんじゅ現地対策本部の組織) <u>42</u>	別図2-1-1 もんじゅ原子力防災組織 (もんじゅ現地対策本部の組織) <u>43</u>	
別図2-2-2 敦賀対策本部の組織 <u>43</u>	別図2-2-2 敦賀対策本部の組織 <u>44</u>	
別図2-2-3 機構対策本部の組織 <u>44</u>	別図2-2-3 機構対策本部の組織 <u>45</u>	
別図2-2-4 各対策本部の非常招集連絡経路 <u>45</u>	別図2-2-4 各対策本部の非常招集連絡経路 <u>46</u>	
別図2-2-5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路 <u>47</u>	別図2-2-5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路 <u>48</u>	
別図2-2-6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路 <u>48</u>	別図2-2-6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路 <u>49</u>	
別図2-2-7 もんじゅ現地対策本部設置後の報告連絡経路 (警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路) <u>49</u>	別図2-2-7 もんじゅ現地対策本部設置後の報告連絡経路 (警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路) <u>50</u>	
別図2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路 <u>50</u>	別図2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路 <u>51</u>	
別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報 (報告)経路 <u>51</u>	別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報 (報告)経路 <u>52</u>	
別図2-3-10 もんじゅ敷地境界付近の放射線測定設備 <u>52</u>	別図2-3-10 もんじゅ敷地境界付近の放射線測定設備 <u>53</u>	
別図2-3-11 電源機能喪失時等対応資機材配置 <u>53</u>	別図2-3-11 電源機能喪失時等対応資機材配置 <u>54</u>	
別図2-5-12 もんじゅの集合・退避場所 <u>54</u>	別図2-5-12 もんじゅの集合・退避場所 <u>55</u>	
別図2-5-13 もんじゅ施設内の緊急処置施設等 <u>55</u>	別図2-5-13 もんじゅ施設内の緊急処置施設等 <u>56</u>	
別図2-5-14 もんじゅ支援拠点候補場所の位置 <u>56</u>	別図2-5-14 もんじゅ支援拠点候補場所の位置 <u>57</u>	
別図3-2-15 公表内容の連絡経路 <u>57</u>	別図3-2-15 公表内容の連絡経路 <u>58</u>	
様式1-5-1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 <u>58</u>	様式1-5-1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 <u>59</u>	
様式2-1-2 原子力防災要員現況届出書 <u>59</u>	様式2-1-2 原子力防災要員現況届出書 <u>60</u>	
様式2-1-3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任 届出書 <u>60</u>	様式2-1-3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任 届出書 <u>61</u>	
様式2-3-4 放射線測定設備現況届出書 <u>61</u>	様式2-3-4 放射線測定設備現況届出書 <u>62</u>	
様式2-3-5 原子力防災資機材現況届出書 <u>62</u>	様式2-3-5 原子力防災資機材現況届出書 <u>63</u>	
様式2-7-6 防災訓練実施結果報告書様式 <u>63</u>	様式2-7-6 防災訓練実施結果報告書様式 <u>64</u>	
様式3-1-7 警戒事態該当事象発生連絡様式 <u>64</u>	様式3-1-7 警戒事態該当事象発生連絡様式 <u>65</u>	
様式3-1-8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式 <u>65</u>	様式3-1-8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式 <u>66</u>	
様式3-1-9 特定事象発生通報様式(原子炉施設) <u>66</u>	様式3-1-9 特定事象発生通報様式(原子炉施設) <u>67</u>	
様式3-1-10 特定事象発生通報様式(事業所外運搬) <u>67</u>	様式3-1-10 特定事象発生通報様式(事業所外運搬) <u>68</u>	
様式3-1-11 応急措置の概要報告様式(原子炉施設) <u>68</u>	様式3-1-11 応急措置の概要報告様式(原子炉施設) <u>69</u>	
様式3-1-12 応急措置の概要報告様式(事業所外運搬) <u>70</u>	様式3-1-12 応急措置の概要報告様式(事業所外運搬) <u>71</u>	
参考1 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に 基づく標準EALマトリックス表 <u>72</u>	参考1 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に 基づく標準EALマトリックス表 <u>73</u>	

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)					修 正 後					理 由
別表2-3-6 電源機能喪失時等対応資機材					別表2-3-6 電源機能喪失時等対応資機材					EAL26 (適用外) に係る補機 に対する代替機材のため削 除
名 称	数 量	点検内容*1	点検頻度	保管場所	名 称	数 量	点検内容*1	点検頻度	保管場所	
移動式電源車 300kVA	2台 (予備1台 を含む)	機能確認	1回/年	EL42.8m A/B 山側	移動式電源車 300kVA	2台 (予備1台 を含む)	機能確認	1回/年	EL42.8m A/B 山側	
<u>代替ポンプ (電動駆動式)</u> <u>[吐出量: 270m³/h、全揚程: 60m]</u>	<u>2台</u>	<u>機能確認</u>	<u>1回/年</u>	<u>EL42.8m 2番 ゲート前広場</u>						
<u>代替ポンプ用発電機 (エンジン式)</u> <u>400kVA</u>	<u>1台</u>	<u>機能確認</u>	<u>1回/年</u>	<u>EL42.8m 2番 ゲート前広場</u>						
水槽付消防自動車 [規格放水量: 120m ³ /h 以上、 規格放水圧力: 0.85MPa]	1台*2	機能確認	1回/年	車庫	水槽付消防自動車 [規格放水量: 120m ³ /h 以上、 規格放水圧力: 0.85MPa]	1台*2	機能確認	1回/年	車庫	
化学消防自動車 [規格放水量: 120m ³ /h 以上、 規格放水圧力: 0.85MPa]	1台*2	機能確認	1回/年	車庫	化学消防自動車 [規格放水量: 120m ³ /h 以上、 規格放水圧力: 0.85MPa]	1台*2	機能確認	1回/年	車庫	
タンクローリ	3台 (予備1台 を含む)	機能確認	1回/年	EL42.8m A/B 山側	タンクローリ	3台 (予備1台 を含む)	機能確認	1回/年	EL42.8m A/B 山側	
ホイールローダー	1台	機能確認*3	1回/年	EL42.8m 2番 ゲート前広場	ホイールローダー	1台	機能確認*3	1回/年	EL42.8m 2番 ゲート前広場	
燃料 (軽油)	非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク A	215kℓ 以上	数量確認	1回/年	EL21.0m 屋外 タンク貯蔵所	非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク A	215kℓ 以上	数量確認	1回/年	
	非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク B	215kℓ 以上	数量確認	1回/年		非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク B	215kℓ 以上	数量確認	1回/年	
	補助ボイラ 燃料貯蔵タンク	130kℓ 以上	数量確認	1回/年		補助ボイラ 燃料貯蔵タンク	130kℓ 以上	数量確認	1回/年	
可搬型消火設備	3セット	機能確認	1回/年	もんじゅ敷地 内	可搬型消火設備	3セット	機能確認	1回/年	もんじゅ敷地 内	
※1: 機能確認には外観点検、数量確認を含む。 ※2: 点検等により、化学消防自動車、水槽付消防自動車をもんじゅ構外に持ち出す場合は、いずれか1台のみを持ち出すものとする。 ※3: 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく定期的な点検 (定期自主検査) によるものとする。					※1: 機能確認には外観点検、数量確認を含む。 ※2: 点検等により、化学消防自動車、水槽付消防自動車をもんじゅ構外に持ち出す場合は、いずれか1台のみを持ち出すものとする。 ※3: 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく定期的な点検 (定期自主検査) によるものとする。					

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)			修 正 後			理 由
別表2-5-19 ERSS伝送データ項目			別表2-5-19 ERSS伝送データ項目			
No	常時伝送項目	単位	No	常時伝送項目	単位	
1	排気筒モニタ A(低レンジ)放射能	cps	1	排気筒モニタ A(低レンジ)放射能	cps	
2	排気筒モニタ B(低レンジ)放射能	cps	2	排気筒モニタ B(低レンジ)放射能	cps	
3	排気筒モニタ A(高レンジ)放射能	μ A	3	排気筒モニタ A(高レンジ)放射能	μ A	
4	排気筒モニタ B(高レンジ)放射能	μ A	4	排気筒モニタ B(高レンジ)放射能	μ A	
5	排水モニタ放射能	cps	5	排水モニタ放射能	cps	
6	気象観測塔 風向	—	6	気象観測塔 風向	—	
7	もんじゅ MS 風向	—	7	もんじゅ MS 風向	—	
8	気象観測塔 風速	m/s	8	気象観測塔 風速	m/s	
9	もんじゅ MS 風速	m/s	9	もんじゅ MS 風速	m/s	
10	もんじゅ MS 大気安定度	—	10	もんじゅ MS 大気安定度	—	
11	もんじゅ MP-1(低)空間線量率	nGy/h	11	もんじゅ MP-1(低)空間線量率	nGy/h	
12	もんじゅ MP-1(高)空間線量率	nGy/h	12	もんじゅ MP-1(高)空間線量率	nGy/h	
13	もんじゅ MP-2(低)空間線量率	nGy/h	13	もんじゅ MP-2(低)空間線量率	nGy/h	
14	もんじゅ MP-2(高)空間線量率	nGy/h	14	もんじゅ MP-2(高)空間線量率	nGy/h	
15	もんじゅ MP-3(低)空間線量率	nGy/h	15	もんじゅ MP-3(低)空間線量率	nGy/h	
16	もんじゅ MP-3(高)空間線量率	nGy/h	16	もんじゅ MP-3(高)空間線量率	nGy/h	
17	もんじゅ MP-4(低)空間線量率	nGy/h	17	もんじゅ MP-4(低)空間線量率	nGy/h	
18	もんじゅ MP-4(高)空間線量率	nGy/h	18	もんじゅ MP-4(高)空間線量率	nGy/h	
19	<u>もんじゅ MS(低)空間線量率</u>	<u>nGy/h</u>				EAL判断に係わらない ERSS 伝送項目の削除
20	<u>もんじゅ MS(高)空間線量率</u>	<u>nGy/h</u>				
21	<u>もんじゅ MS ダストモニタ計数率</u>	<u>cps</u>				
22	<u>もんじゅ MS ヨウ素モニタ計数率</u>	<u>cps</u>				
23	<u>松ヶ崎 MS(低)空間線量率</u>	<u>nGy/h</u>				
24	<u>松ヶ崎 MS(高)空間線量率</u>	<u>nGy/h</u>				
25	<u>松ヶ崎 MS ダストモニタ計数率</u>	<u>cps</u>				
26	<u>松ヶ崎 MS ヨウ素モニタ計数率</u>	<u>cps</u>				
<p>※今後、廃止措置段階に必要なデータとして整備する。</p>						<p>廃止措置段階において EAL 判断に係わらない ERSS 伝送項目の削除は完了したため削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)				修 正 後				理 由
別表3-1-26 原子力災害対策指針に基づく警戒事象				別表3-1-26 原子力災害対策指針に基づく警戒事象				
EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明(注)	EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明(注)	
冷やす	AL26	<全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。	冷やす	AL26	<全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。	
	AL30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、燃料池をいう。 ・「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位」とは、燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置(NwL*1-2000mm)となった場合をいう*2。		AL30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、燃料池をいう。 ・「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位」とは、燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置(NwL*1-2000mm)となった場合をいう*2。 ※燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。	
その他警戒	AL51	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室」とは中央制御室及び制御盤室をいう。 ・原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること」はない。このため適用外とする。	その他警戒	AL51	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室」とは中央制御室及び制御盤室をいう。 ・原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること」はない。このため適用外とする。	
	AL52	<所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常(燃料池の水位を維持できない状態)が発生し、「①中央制御室からもんじゅ内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策室からもんじゅ外へ通信する手段」のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか一つの手段のみとなった場合をいう。		AL52	<所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常(燃料池の水位を維持できない状態)が発生し、「①中央制御室からもんじゅ内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策室からもんじゅ外へ通信する手段」のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか一つの手段のみとなった場合をいう。	

AL30 説明欄の記載見直し(燃料が十分冷えている状況にあり、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回り、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値を超えないため、適用外とする。)

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)				修 正 後				理 由
別表3-1-26 原子力災害対策指針に基づく警戒事象				別表3-1-26 原子力災害対策指針に基づく警戒事象				
EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明(注)	EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明(注)	
その他警戒	AL53	<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*3の機能の一部が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、別表3-1-28に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器のうち使用できる系統又は機器が1系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。 	AL53	AL53	<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*3の機能の一部が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、別表3-1-28に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器のうち使用できる系統又は機器が1系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。 <p>※安全機器等は、別表3-1-28「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の備考欄に示すとおりすべて対象外である。このため適用外とする。</p>	AL53 説明欄の記載見直し（安全機器等は、別表3-1-28「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の備考欄に示すとおりすべて対象外となるため、本EALを適用外とする。）
	—	<地震発生（震度6弱以上）> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】		—	<地震発生（震度6弱以上）> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】	
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】		—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】	
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。		その他	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。	
—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。			
<p>*1：NwL：通常冷却材液位 *2：今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。 *3：「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-28に示す。 (注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。</p>				<p>*1：NwL：通常冷却材液位 *2：今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。 *3：「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-28に示す。 (注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。</p>				

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)					修 正 後					理 由
別表3-1-27 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL (3/4)					別表3-1-27 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL (3/4)					
EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明(注)	EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明(注)	
冷やす	SE27	規則第7条第1項第1号表中チ(2)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、A,B,C非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)のみとなった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。 ※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となり、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)のみとなったとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。 また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。 	冷やす	SE27	規則第7条第1項第1号表中チ(2)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、A,B,C非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)のみとなった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。 ※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となり、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)のみとなったとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。 また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。 	SE30 説明欄の記載見直し(燃料が十分冷えている状況にあり、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回り、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値を超えないため、適用外とする。)
	SE30	規則第7条第1項第1号表中チ(3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できていない」とは、燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置(NwL*1-2000mm)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう*2。 「液位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。 		SE30	規則第7条第1項第1号表中チ(3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できていない」とは、燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置(NwL*1-2000mm)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう*2。 「液位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。 ※燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。 	
その他脅威	SE51	規則第7条第1項第1号表中チ(4)	<原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が中央制御室及び制御盤室で原子炉液位の監視ができない状態をいう。 原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、原子炉の制御に支障が生じることはない。 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、燃料池の水位を維持できない状態をいう。 燃料池の水位を維持できない状態において、「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失」したとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。 以上のことから、適用外とする。 	その他脅威	SE51	規則第7条第1項第1号表中チ(4)	<原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が中央制御室及び制御盤室で原子炉液位の監視ができない状態をいう。 原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、原子炉の制御に支障が生じることはない。 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、燃料池の水位を維持できない状態をいう。 燃料池の水位を維持できない状態において、「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失」したとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。 以上のことから、適用外とする。 	SE30 説明欄の記載見直し(燃料が十分冷えている状況にあり、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回り、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値を超えないため、適用外とする。)
	SE52	規則第7条第1項第1号表中チ(5)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常(燃料池の水位を維持できない状態)が発生し、公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。 		SE52	規則第7条第1項第1号表中チ(5)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常(燃料池の水位を維持できない状態)が発生し、公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。 	

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)					修 正 後					理 由
別表3-1-27 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL (4/4)					別表3-1-27 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL (4/4)					
EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明(注)	EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明(注)	
その他脅威	SE53	規則第7条第1項第1号表中チ(6)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等*3の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む。) 「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、別表3-1-28に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなることをいう。 	その他脅威	SE53	規則第7条第1項第1号表中チ(6)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等*3の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む。) 「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、別表3-1-28に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなることをいう。 <p>※安全機器等は、別表3-1-28「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の備考欄に示すとおりすべて対象外である。このため適用外とする。</p>	SE53 説明欄の記載見直し(安全機器等は、別表3-1-28「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の備考欄に示すとおりすべて対象外となるため、本EALを適用外とする。)
	SE55	規則第7条第1項第1号表中チ(7)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。 		SE55	規則第7条第1項第1号表中チ(7)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。 	
事業所外運搬	XSE61	政令第4条第4項第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100マイクロシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> 計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ 	事業所外運搬	XSE61	政令第4条第4項第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100マイクロシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> 計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ 	
	XSE62	命令第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災、爆発その他これらに類する事象により命令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。 計測器等 表面汚染密度サーベイメータ 		XSE62	命令第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災、爆発その他これらに類する事象により命令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。 計測器等 表面汚染密度サーベイメータ 	

*1: NwL: 通常冷却材液位

*2: 今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。

*3: 「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-28に示す。

本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法: 原災法

政令: 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則: 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

命令: 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

(注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

*1: NwL: 通常冷却材液位

*2: 今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。

*3: 「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-28に示す。

本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法: 原災法

政令: 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則: 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

命令: 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

(注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由																																																																																																								
<p style="text-align: center;">別表3-1-28 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧</p> <p>「AL53」および「SE53」で規定される「安全機器等」は、下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="186 346 1320 1144"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>場 所</th> <th>関連するEAL番号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>ディーゼル発電機室 (A、B)</td> <td>SE26、GE26</td> <td>適用外のEAL26に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>中央制御室 主盤</td> <td>中央制御室</td> <td>SE51、GE51</td> <td>適用外のEAL51に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>中央制御室 原子炉補助盤</td> <td>中央制御室</td> <td>SE51、GE51</td> <td>適用外のEAL51に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置</td> <td>中央制御室空調装置室</td> <td>SE51、GE51</td> <td>適用外のEAL51に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> <td>補機冷却系室 (A、B、C)</td> <td>SE26、GE26</td> <td>適用外のEAL26に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> <td>取水口</td> <td>SE26、GE26</td> <td>適用外のEAL26に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>充電器 (予備充電器含む)</td> <td>非常用低圧電気設備室 (A、B、C)</td> <td>SE27、GE27</td> <td>適用外のEAL27に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>バッテリー室 (A、B、C)</td> <td>SE27、GE27</td> <td>適用外のEAL27に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>炉外燃料貯蔵槽</td> <td>炉外燃料貯蔵槽室</td> <td>SE30、GE30</td> <td>適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ</td> <td>炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A、B、C)</td> <td>SE30、GE30</td> <td>適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>燃料池</td> <td>燃料池エリア</td> <td>SE30、GE30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料池冷却循環ポンプ</td> <td>燃料池水冷却浄化系室</td> <td>SE30、GE30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	場 所	関連するEAL番号	備 考	非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室 (A、B)	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外	中央制御室 主盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外	中央制御室 原子炉補助盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外	原子炉補機冷却水設備	補機冷却系室 (A、B、C)	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外	原子炉補機冷却海水設備	取水口	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外	充電器 (予備充電器含む)	非常用低圧電気設備室 (A、B、C)	SE27、GE27	適用外のEAL27に係る機器のため、対象外	蓄電池	バッテリー室 (A、B、C)	SE27、GE27	適用外のEAL27に係る機器のため、対象外	炉外燃料貯蔵槽	炉外燃料貯蔵槽室	SE30、GE30	適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A、B、C)	SE30、GE30	適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外	燃料池	燃料池エリア	SE30、GE30		燃料池冷却循環ポンプ	燃料池水冷却浄化系室	SE30、GE30		<p style="text-align: center;">別表3-1-28 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧</p> <p>「AL53」および「SE53」で規定される「安全機器等」は、下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1498 346 2632 1144"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>場 所</th> <th>関連するEAL番号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>ディーゼル発電機室 (A、B)</td> <td>SE26、GE26</td> <td>適用外のEAL26に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>中央制御室 主盤</td> <td>中央制御室</td> <td>SE51、GE51</td> <td>適用外のEAL51に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>中央制御室 原子炉補助盤</td> <td>中央制御室</td> <td>SE51、GE51</td> <td>適用外のEAL51に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置</td> <td>中央制御室空調装置室</td> <td>SE51、GE51</td> <td>適用外のEAL51に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> <td>補機冷却系室 (A、B、C)</td> <td>SE26、GE26</td> <td>適用外のEAL26に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> <td>取水口</td> <td>SE26、GE26</td> <td>適用外のEAL26に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>充電器 (予備充電器含む)</td> <td>非常用低圧電気設備室 (A、B、C)</td> <td>SE27、GE27</td> <td>適用外のEAL27に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>バッテリー室 (A、B、C)</td> <td>SE27、GE27</td> <td>適用外のEAL27に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>炉外燃料貯蔵槽</td> <td>炉外燃料貯蔵槽室</td> <td>SE30、GE30</td> <td>適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ</td> <td>炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A、B、C)</td> <td>SE30、GE30</td> <td>適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>燃料池</td> <td>燃料池エリア</td> <td>SE30、GE30</td> <td>適用外のEAL30 (燃料池)に係る機器のため、対象外</td> </tr> <tr> <td>燃料池冷却循環ポンプ</td> <td>燃料池水冷却浄化系室</td> <td>SE30、GE30</td> <td>適用外のEAL30 (燃料池)に係る機器のため、対象外</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	場 所	関連するEAL番号	備 考	非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室 (A、B)	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外	中央制御室 主盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外	中央制御室 原子炉補助盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外	原子炉補機冷却水設備	補機冷却系室 (A、B、C)	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外	原子炉補機冷却海水設備	取水口	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外	充電器 (予備充電器含む)	非常用低圧電気設備室 (A、B、C)	SE27、GE27	適用外のEAL27に係る機器のため、対象外	蓄電池	バッテリー室 (A、B、C)	SE27、GE27	適用外のEAL27に係る機器のため、対象外	炉外燃料貯蔵槽	炉外燃料貯蔵槽室	SE30、GE30	適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A、B、C)	SE30、GE30	適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外	燃料池	燃料池エリア	SE30、GE30	適用外のEAL30 (燃料池)に係る機器のため、対象外	燃料池冷却循環ポンプ	燃料池水冷却浄化系室	SE30、GE30	適用外のEAL30 (燃料池)に係る機器のため、対象外	<p>EAL30 を適用外に変更することに伴う備考の追記</p>
機器又は系統名	場 所	関連するEAL番号	備 考																																																																																																							
非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室 (A、B)	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外																																																																																																							
中央制御室 主盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外																																																																																																							
中央制御室 原子炉補助盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外																																																																																																							
中央制御室空調装置	中央制御室空調装置室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外																																																																																																							
原子炉補機冷却水設備	補機冷却系室 (A、B、C)	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外																																																																																																							
原子炉補機冷却海水設備	取水口	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外																																																																																																							
充電器 (予備充電器含む)	非常用低圧電気設備室 (A、B、C)	SE27、GE27	適用外のEAL27に係る機器のため、対象外																																																																																																							
蓄電池	バッテリー室 (A、B、C)	SE27、GE27	適用外のEAL27に係る機器のため、対象外																																																																																																							
炉外燃料貯蔵槽	炉外燃料貯蔵槽室	SE30、GE30	適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外																																																																																																							
炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A、B、C)	SE30、GE30	適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外																																																																																																							
燃料池	燃料池エリア	SE30、GE30																																																																																																								
燃料池冷却循環ポンプ	燃料池水冷却浄化系室	SE30、GE30																																																																																																								
機器又は系統名	場 所	関連するEAL番号	備 考																																																																																																							
非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室 (A、B)	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外																																																																																																							
中央制御室 主盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外																																																																																																							
中央制御室 原子炉補助盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外																																																																																																							
中央制御室空調装置	中央制御室空調装置室	SE51、GE51	適用外のEAL51に係る機器のため、対象外																																																																																																							
原子炉補機冷却水設備	補機冷却系室 (A、B、C)	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外																																																																																																							
原子炉補機冷却海水設備	取水口	SE26、GE26	適用外のEAL26に係る機器のため、対象外																																																																																																							
充電器 (予備充電器含む)	非常用低圧電気設備室 (A、B、C)	SE27、GE27	適用外のEAL27に係る機器のため、対象外																																																																																																							
蓄電池	バッテリー室 (A、B、C)	SE27、GE27	適用外のEAL27に係る機器のため、対象外																																																																																																							
炉外燃料貯蔵槽	炉外燃料貯蔵槽室	SE30、GE30	適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外																																																																																																							
炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ	炉外燃料貯蔵槽冷却系室 (A、B、C)	SE30、GE30	適用外のEAL30 (炉外燃料貯蔵槽)に係る機器のため、対象外																																																																																																							
燃料池	燃料池エリア	SE30、GE30	適用外のEAL30 (燃料池)に係る機器のため、対象外																																																																																																							
燃料池冷却循環ポンプ	燃料池水冷却浄化系室	SE30、GE30	適用外のEAL30 (燃料池)に係る機器のため、対象外																																																																																																							
<p style="text-align: center;">別表3-1-29 もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの</p> <table border="1" data-bbox="186 1270 1320 1522"> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> </tr> <tr> <td>照射試験片等 (L型及びIP-1型は除く。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、照射試験片等の輸送については、当機構が原子力損害の賠償に関する法律に基づく被保険者の場合に限る。</p>	使用済燃料	照射試験片等 (L型及びIP-1型は除く。)	<p style="text-align: center;">別表3-1-29 もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの</p> <table border="1" data-bbox="1498 1270 2632 1522"> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> </tr> <tr> <td>照射試験片等 (L型及びIP-1型は除く。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、照射試験片等の輸送については、当機構が原子力損害の賠償に関する法律に基づく被保険者の場合に限る。</p>	使用済燃料	照射試験片等 (L型及びIP-1型は除く。)																																																																																																					
使用済燃料																																																																																																										
照射試験片等 (L型及びIP-1型は除く。)																																																																																																										
使用済燃料																																																																																																										
照射試験片等 (L型及びIP-1型は除く。)																																																																																																										

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由																		
<p style="text-align: center;">別表3-2-32 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <table border="1" data-bbox="172 296 1282 747"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社白木</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>福井県敦賀市白木1-435-1</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における代替ポンプ等の設置及び運転 ・上記の業務に付帯する業務 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="172 789 1282 1241"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社ナスカ</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ホイローダーを使用した瓦礫等の障害物の除去 ・ホイローダーを使用した電源車燃料運搬経路の確保 ・上記の業務に付帯する業務 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社白木	主たる事務所の所在地	福井県敦賀市白木1-435-1	業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における代替ポンプ等の設置及び運転 ・上記の業務に付帯する業務 	法人の名称	株式会社ナスカ	主たる事務所の所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6	業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホイローダーを使用した瓦礫等の障害物の除去 ・ホイローダーを使用した電源車燃料運搬経路の確保 ・上記の業務に付帯する業務 	<p style="text-align: center;">別表3-2-32 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <table border="1" data-bbox="1484 783 2594 1234"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社ナスカ</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ホイローダーを使用した瓦礫等の障害物の除去 ・ホイローダーを使用した電源車燃料運搬経路の確保 ・上記の業務に付帯する業務 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ナスカ	主たる事務所の所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6	業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホイローダーを使用した瓦礫等の障害物の除去 ・ホイローダーを使用した電源車燃料運搬経路の確保 ・上記の業務に付帯する業務 	<p>別表2-3-6 「電源機能喪失時等対応資機材」からの代替ポンプの削除に伴う業務委託先の削除</p>
法人の名称	株式会社白木																			
主たる事務所の所在地	福井県敦賀市白木1-435-1																			
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における代替ポンプ等の設置及び運転 ・上記の業務に付帯する業務 																			
法人の名称	株式会社ナスカ																			
主たる事務所の所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6																			
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホイローダーを使用した瓦礫等の障害物の除去 ・ホイローダーを使用した電源車燃料運搬経路の確保 ・上記の業務に付帯する業務 																			
法人の名称	株式会社ナスカ																			
主たる事務所の所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6																			
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホイローダーを使用した瓦礫等の障害物の除去 ・ホイローダーを使用した電源車燃料運搬経路の確保 ・上記の業務に付帯する業務 																			

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)					修 正 後					理 由
別表3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (2/3)					別表3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (2/3)					
EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明(注)	EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明(注)	
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは以下の①及び②をいう。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>	放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは以下の①及び②をいう。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>	
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p><施設内(原子炉外) 臨界事故></p> <p>原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</p>	<p>・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。</p>		GE06	政令第6条第4項第3号	<p><施設内(原子炉外) 臨界事故></p> <p>原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</p>	<p>・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。</p>	
	GE26	規則第14条表中チ(1)	<p><全交流電源の30分間以上喪失(旧基準炉)></p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となったことをいう。</p> <p>※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。</p>		GE26	規則第14条表中チ(1)	<p><全交流電源の30分間以上喪失(旧基準炉)></p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となったことをいう。</p> <p>※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。</p>	
冷やす	GE27	規則第14条表中チ(2)	<p><全直流電源の5分間以上喪失></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	<p>・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、A,B,C 非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったことをいう。</p> <p>※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。</p> <p>また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。</p>	冷やす	GE27	規則第14条表中チ(2)	<p><全直流電源の5分間以上喪失></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	<p>・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、A,B,C 非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったことをいう。</p> <p>※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。</p> <p>また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。</p>	
	GE30	規則第14条表中チ(3)	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>	<p>・「使用済燃料貯蔵槽」とは、燃料池をいう。</p> <p>・燃料池の水位が缶詰頂部位置(NwL)*1-7250mm)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう*2。</p>		GE30	規則第14条表中チ(3)	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>	<p>・「使用済燃料貯蔵槽」とは、燃料池をいう。</p> <p>・燃料池の水位が缶詰頂部位置(NwL)*1-7250mm)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう*2。</p> <p>※燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。</p>	GE30 説明欄の記載見直し(燃料が十分冷えている状況にあり、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回り、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値を超えないため、適用外とする。)

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)		修 正 後		理 由																																																					
別図2-1-1 もんじゅ原子力防災組織 (もんじゅ現地対策本部の組織)		別図2-1-1 もんじゅ原子力防災組織 (もんじゅ現地対策本部の組織)																																																							
警戒体制及び原子力防災体制		警戒体制及び原子力防災体制																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>主な任務</th> <th>班員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報班</td> <td>1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>総務班 (庶務班 記録資材班 避難救急班)</td> <td>1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>対外対応班 (通報連絡渉外班 Q&A・報告書作成班)</td> <td>1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 地方公共団体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> <td>1. 火災発生時の初期消火活動 (ナトリウム火災含む。) 2. 消防署の消防活動への協力 3. 消火設備等による燃料池への給水 4. 放射性物質の放水による拡散抑制</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班 (もんじゅ構内) (もんじゅ構外)</td> <td>1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、表面密度及び空气中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域入城者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射線量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td>1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所等の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害防止措置の実施</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>補修班</td> <td>1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び拡大性の分析の実施</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>運搬支援班</td> <td>1. 放射性物質の拡散抑制用資機材運搬の支援 2. 放射性物質吸着材の敷設</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	班	主な任務	班員数	情報班	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	8	総務班 (庶務班 記録資材班 避難救急班)	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17	対外対応班 (通報連絡渉外班 Q&A・報告書作成班)	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 地方公共団体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	26	消防班	1. 火災発生時の初期消火活動 (ナトリウム火災含む。) 2. 消防署の消防活動への協力 3. 消火設備等による燃料池への給水 4. 放射性物質の放水による拡散抑制	20	放射線管理班 (もんじゅ構内) (もんじゅ構外)	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、表面密度及び空气中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域入城者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射線量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	20	運転班	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所等の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害防止措置の実施	30	補修班	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び拡大性の分析の実施	15	運搬支援班	1. 放射性物質の拡散抑制用資機材運搬の支援 2. 放射性物質吸着材の敷設	8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>主な任務</th> <th>班員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報班</td> <td>1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>総務班 (庶務班 記録資材班 避難救急班)</td> <td>1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>対外対応班 (通報連絡渉外班 Q&A・報告書作成班)</td> <td>1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 地方公共団体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> <td>1. 火災発生時の初期消火活動 (ナトリウム火災含む。) 2. 消防署の消防活動への協力 3. 消火設備等による燃料池への給水 4. 放射性物質の放水による拡散抑制</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班 (もんじゅ構内) (もんじゅ構外)</td> <td>1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、表面密度及び空气中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域入城者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射線量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td>1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所等の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害防止措置の実施</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>補修班</td> <td>1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び拡大性の分析の実施</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>運搬支援班</td> <td>1. 放射性物質の拡散抑制用資機材運搬の支援 2. 放射性物質吸着材の敷設</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	班	主な任務	班員数	情報班	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	8	総務班 (庶務班 記録資材班 避難救急班)	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17	対外対応班 (通報連絡渉外班 Q&A・報告書作成班)	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 地方公共団体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	26	消防班	1. 火災発生時の初期消火活動 (ナトリウム火災含む。) 2. 消防署の消防活動への協力 3. 消火設備等による燃料池への給水 4. 放射性物質の放水による拡散抑制	20	放射線管理班 (もんじゅ構内) (もんじゅ構外)	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、表面密度及び空气中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域入城者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射線量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	20	運転班	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所等の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害防止措置の実施	20	補修班	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び拡大性の分析の実施	15	運搬支援班	1. 放射性物質の拡散抑制用資機材運搬の支援 2. 放射性物質吸着材の敷設	8	組織改正に伴う原子力防災組織の見直し (班員数の見直し)
班	主な任務	班員数																																																							
情報班	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	8																																																							
総務班 (庶務班 記録資材班 避難救急班)	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17																																																							
対外対応班 (通報連絡渉外班 Q&A・報告書作成班)	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 地方公共団体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	26																																																							
消防班	1. 火災発生時の初期消火活動 (ナトリウム火災含む。) 2. 消防署の消防活動への協力 3. 消火設備等による燃料池への給水 4. 放射性物質の放水による拡散抑制	20																																																							
放射線管理班 (もんじゅ構内) (もんじゅ構外)	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、表面密度及び空气中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域入城者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射線量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	20																																																							
運転班	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所等の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害防止措置の実施	30																																																							
補修班	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び拡大性の分析の実施	15																																																							
運搬支援班	1. 放射性物質の拡散抑制用資機材運搬の支援 2. 放射性物質吸着材の敷設	8																																																							
班	主な任務	班員数																																																							
情報班	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	8																																																							
総務班 (庶務班 記録資材班 避難救急班)	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17																																																							
対外対応班 (通報連絡渉外班 Q&A・報告書作成班)	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 地方公共団体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	26																																																							
消防班	1. 火災発生時の初期消火活動 (ナトリウム火災含む。) 2. 消防署の消防活動への協力 3. 消火設備等による燃料池への給水 4. 放射性物質の放水による拡散抑制	20																																																							
放射線管理班 (もんじゅ構内) (もんじゅ構外)	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、表面密度及び空气中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域入城者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射線量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援 (原子力防災体制時)	20																																																							
運転班	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所等の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害防止措置の実施	20																																																							
補修班	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び拡大性の分析の実施	15																																																							
運搬支援班	1. 放射性物質の拡散抑制用資機材運搬の支援 2. 放射性物質吸着材の敷設	8																																																							
<p>本部長 原子力防災 管理者 (統括管理)</p>	<p>本部長 原子力防災 管理者 (統括管理)</p>	<p>本部長 原子力防災 管理者 (統括管理)</p>	<p>本部長 原子力防災 管理者 (統括管理)</p>																																																						
<p>本部長スタッフ ・副本部長 (統括管理補佐) (所長代理、副所長 及び各部長) ・所付及び部付 ・その他原子力防災 管理者が指名した 者</p>	<p>本部長スタッフ ・副本部長 (統括管理補佐) (所長代理、副所長 及び各部長) ・所付及び部付 ・その他原子力防災 管理者が指名した 者</p>	<p>本部長スタッフ ・副本部長 (統括管理補佐) (所長代理、副所長 及び各部長) ・所付及び部付 ・その他原子力防災 管理者が指名した 者</p>	<p>本部長スタッフ ・副本部長 (統括管理補佐) (所長代理、副所長 及び各部長) ・所付及び部付 ・その他原子力防災 管理者が指名した 者</p>																																																						

別図2-2-3 機構対策本部の組織

原子力防災体制	
構成	主な任務
機構対策本部長	
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
本部付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の集約及び連絡 ・ 時系列の整理
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道対応支援 ・ 外部への情報提供 ・ Q&A対応
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の機構本部内周知 ・ 支援要員派遣及び支援資機材運搬に係る対応
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方針に基づく被災事業所への支援対応 ・ 支援要員の調整 ・ 支援資機材等の確保及び管理 ・ 原子力災害医療支援 ・ 休憩所等の確保
東京支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京地区政府機関への説明、情報提供 ・ 東京事務所内への情報の周知 ・ 災害情報の報道支援
原子力損害賠償対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力損害が発生した場合における賠償に係る対応

※警戒体制時は、発生した事象に応じ機構対策本部長がこの組織から必要要員をその都度指名する。

修正後

別図2-2-3 機構対策本部の組織

原子力防災体制	
構成	主な任務
機構対策本部長	
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
本部付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の集約及び連絡 ・ 時系列の整理
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道対応支援 ・ 外部への情報提供 ・ Q&A対応
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の機構本部内周知 ・ 支援要員派遣及び支援資機材運搬に係る対応
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方針に基づく被災事業所への支援対応 ・ 支援要員の調整 ・ 支援資機材等の確保及び管理 ・ 原子力災害医療支援 ・ 休憩所等の確保
東京支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京地区政府機関への説明、情報提供 ・ 東京事務所内への情報の周知 ・ 災害情報の報道支援
原子力損害賠償対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力損害が発生した場合における賠償に係る対応
国等対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等からの支援要請内容の機構対策本部内への展開及び対応整理

※警戒体制時は、発生した事象に応じ機構対策本部長がこの組織から必要要員をその都度指名する。

理由
原子力防災組織の見直し(武力攻撃時等による災害発生時の指定公共機関としての対応体制の明確化)

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>もんじゅ 原子力防災管理者 (もんじゅ現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) (原子力運転検査官) (上席放射線防災専門官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局車両基準・国際課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</p> <p>内閣官房 (内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害 合同対策協議会 (総括班、プラントチーム)</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村 災 害 対 策 本 部</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県 災 害 対 策 本 部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部 (内閣府内)</p> <p>□ : 原災法第10条第1項 (又は原災法第25条第2項) に基づく通報先</p> <p>▨ : 設置されている場合に連絡</p> <p>→ : 電話</p> <p>→ (点線) : FAX</p>	<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>もんじゅ 原子力防災管理者 (もんじゅ現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) (原子力運転検査官) (上席放射線防災専門官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 物流・自動車局車両基準・国際課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</p> <p>内閣官房 (内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害 合同対策協議会 (総括班、プラントチーム)</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村 災 害 対 策 本 部</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県 災 害 対 策 本 部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部 (内閣府内)</p> <p>□ : 原災法第10条第1項 (又は原災法第25条第2項) に基づく通報先</p> <p>▨ : 設置されている場合に連絡</p> <p>→ : 電話</p> <p>→ (点線) : FAX</p>	<p>記載の適正化 (国土交通省の組織名称の変更) (令和5年10月5日提出の読替への反映)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

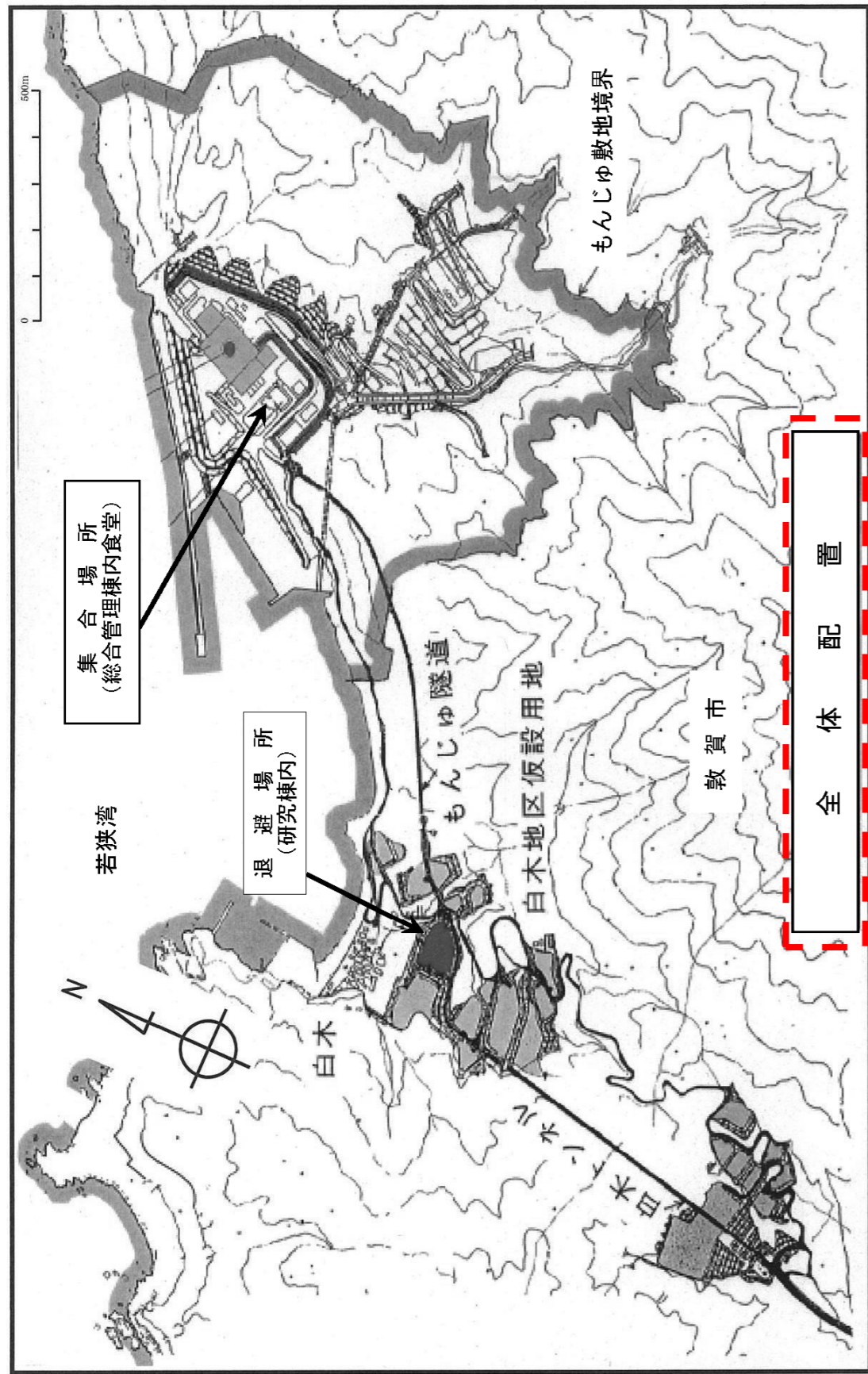
現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由
<p data-bbox="388 226 1115 262">別図2-3-11 電源機能喪失時等対応資機材配置</p> <div data-bbox="448 963 1032 1199" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p data-bbox="549 1041 923 1119">安全確保上の観点から公開 しないこととしています。</p> </div>	<p data-bbox="1703 226 2430 262">別図2-3-11 電源機能喪失時等対応資機材配置</p> <div data-bbox="1765 963 2350 1199" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p data-bbox="1866 1041 2240 1119">安全確保上の観点から公開 しないこととしています。</p> </div>	<p data-bbox="2733 716 2858 1100">別表2-3-6 「電源機能喪失時等対応資機材」からの代替ポンプ及び代替ポンプ用発電機の削除に伴う変更(削除)</p>

現 行 (令和4年12月9日)

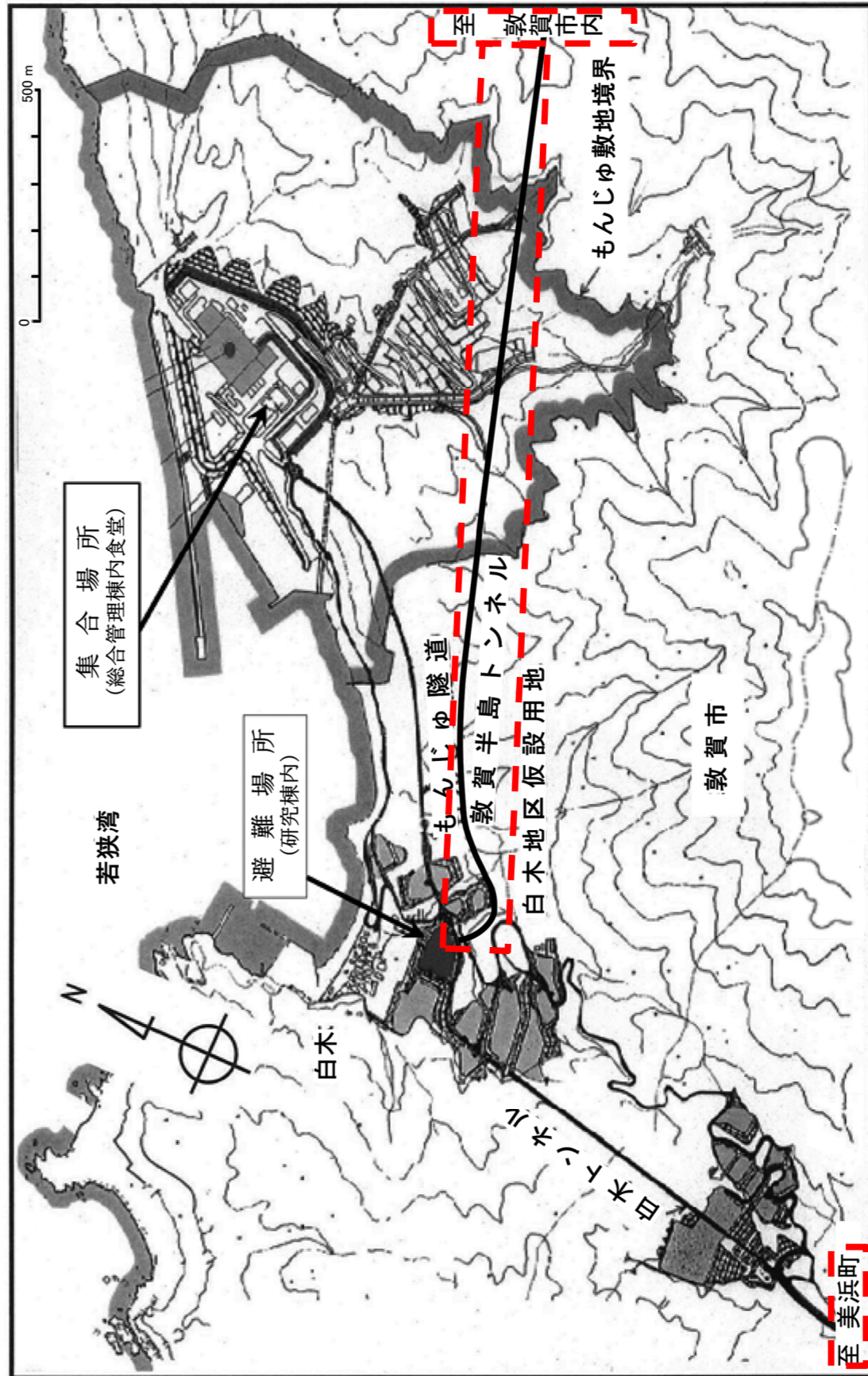
修 正 後

理 由

別図2-5-12 もんじゅの集合・退避場所



別図2-5-12 もんじゅの集合・避難場所



記載の適正化(敦賀半島トンネル(原子力災害制圧道路)及び道路の行き先の追加)

記載の適正化(全体配置の削除)

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 後	理 由																												
<p style="text-align: center;">様式3-1-7 警戒事態該当事象発生連絡様式</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">警戒事態該当事象連絡</div> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻</td> <td style="text-align: center;">(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/>AL30 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</u> <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 <u>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</u> <input type="checkbox"/>ー オンサイト総括による警戒本部設置の判断 <input type="checkbox"/>ー 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断 </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> <td> 原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.) </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所		警戒事態該当事象の発生箇所		警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻	(24時間表示)	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL30 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</u> <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 <u>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</u> <input type="checkbox"/> ー オンサイト総括による警戒本部設置の判断 <input type="checkbox"/> ー 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<p style="text-align: center;">様式3-1-7 警戒事態該当事象発生連絡様式</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">警戒事態該当事象連絡</div> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻</td> <td style="text-align: center;">(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>ー オンサイト総括による警戒本部設置の判断 <input type="checkbox"/>ー 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断 </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> <td> 原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.) </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所		警戒事態該当事象の発生箇所		警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻	(24時間表示)	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> ー オンサイト総括による警戒本部設置の判断 <input type="checkbox"/> ー 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<p>記載の適正化 (EAL30及びEAL53を適用外に変更することに伴い削除)</p>
原子力事業所の名称及び場所																														
警戒事態該当事象の発生箇所																														
警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻	(24時間表示)																													
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL30 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</u> <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 <u>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</u> <input type="checkbox"/> ー オンサイト総括による警戒本部設置の判断 <input type="checkbox"/> ー 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断																													
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()																													
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)																													
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																														
原子力事業所の名称及び場所																														
警戒事態該当事象の発生箇所																														
警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻	(24時間表示)																													
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> ー オンサイト総括による警戒本部設置の判断 <input type="checkbox"/> ー 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断																													
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()																													
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)																													
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																														

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)		修 正 後		理 由
様式3-1-9 特定事象発生通報様式 (原子炉施設)		様式3-1-9 特定事象発生通報様式 (原子炉施設)		
特定事象発生通報 (原子炉施設) (第 報)		特定事象発生通報 (原子炉施設) (第 報)		
年 月 日		年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
<input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生		<input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生		
通報者名 _____		通報者名 _____		
連絡先 _____		連絡先 _____		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻		特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻		
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	記載の適正化 (EAL30) 及び EAL53 を適用外に変更することに伴い削除)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()		
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)		原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)	
その他特定事象の把握に参考となる情報				
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする		備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする		

高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画 新旧比較表

現 行 (令和4年12月9日)

参考1 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表

EAL区分	警戒事象 (AL)		原災法第10条第1項に基づく特定事象 (SE)		原災法第15条第1項に関する緊急事態事象 (GE)		
	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	
放射線量・放射性物質放出	0 1	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	0 2	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	0 3	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	0 4	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	0 5	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	0 6	—	SE06	施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06	施設内 (原子炉外) での臨界事故	
止める	1 1	—	—	—	—	—	
	2 1	—	—	—	—	—	
	2 2	—	—	—	—	—	
	2 3	—	—	—	—	—	
	2 4	—	—	—	—	—	
2 5	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失	
冷やす	2 6	AL26*	全交流電源喪失のおそれ (旧基準炉)	SE26*	全交流電源の5分以上喪失 (旧基準炉)	GE26*	全交流電源の30分以上喪失 (旧基準炉)
	2 7	—	—	SE27*	直流電源の部分喪失	GE27*	全直流電源の5分以上喪失
	2 8	—	—	—	—	—	—
	2 9	—	—	—	—	—	—
	3 0	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	4 1	—	—	—	—	—	
	4 2	—	—	—	—	—	
	4 3	—	—	—	—	—	
その他脅威	5 1	AL51*	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51*	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	GE51*	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
	5 2	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
	5 3	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能喪失の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	5 4	—	—	—	—	—	—
	5 5	—	(原子炉規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
その他	—	—	(所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合) 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
	—	—	(福井県津波予報区において大津波警報が発表された場合) 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
	—	—	(原子力規制庁より警戒本部設置の連絡を受けた場合) 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
事業所外運搬	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	

* : 網掛けした項目は、電離放射線障害防止規則第7条の2第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象 (緊急時被ばく250mSvが適用される事象) を示す
 ※ : 廃止措置段階において適用外とする。

修 正 後

参考1 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表

EAL区分	警戒事象 (AL)		原災法第10条第1項に基づく特定事象 (SE)		原災法第15条第1項に関する緊急事態事象 (GE)		
	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	
放射線量・放射性物質放出	0 1	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	0 2	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	0 3	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	0 4	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	0 5	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	0 6	—	SE06	施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06	施設内 (原子炉外) での臨界事故	
冷やす	2 6	AL26*	全交流電源喪失のおそれ (旧基準炉)	SE26*	全交流電源の5分以上喪失 (旧基準炉)	GE26*	全交流電源の30分以上喪失 (旧基準炉)
	2 7	—	—	SE27*	直流電源の部分喪失	GE27*	全直流電源の5分以上喪失
	2 8	—	—	—	—	—	—
	2 9	—	—	—	—	—	—
	3 0	AL30*	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30*	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30*	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
その他脅威	5 1	AL51*	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51*	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	GE51*	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
	5 2	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
	5 3	AL53*	重要区域での火災・溢水による安全機能喪失の一部喪失のおそれ	SE53*	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	5 4	—	—	—	—	—	—
	5 5	—	(原子炉規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
その他	—	—	(所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合) 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
	—	—	(福井県津波予報区において大津波警報が発表された場合) 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
	—	—	(原子力規制庁より警戒本部設置の連絡を受けた場合) 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
事業所外運搬	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	

* : 網掛けした項目は、電離放射線障害防止規則第7条の2第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象 (緊急時被ばく250mSvが適用される事象) を示す
 ※ : 廃止措置段階において適用外とする。

該当しないEAL項目の削除 (以下同様)

EAL30及びEAL53を適用外に変更することに伴う変更